

内房広域都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
富津都市計画区域

令和 年 月 日

千葉県

## 富津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

## 目 次

|                                        |   |
|----------------------------------------|---|
| 1. 都市計画の目標                             | 1 |
| 1) 都市づくりの基本理念                          | 1 |
| 2) 地域毎の市街地像                            | 2 |
| 2. 主要な都市計画の決定の方針                       | 3 |
| 1) 都市づくりの基本方針                          | 3 |
| ①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針     |   |
| ②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針 |   |
| ③激甚化・頻発化する自然災害への対応に関する方針               |   |
| ④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針            |   |
| 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針               | 4 |
| ①主要用途の配置の方針                            |   |
| ②市街地における建築物の密度の構成に関する方針                |   |
| ③市街地の土地利用の方針                           |   |
| ④市街化調整区域の土地利用の方針                       |   |
| 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針            | 6 |
| ①交通施設の都市計画の決定の方針                       |   |
| ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針                    |   |
| 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針          | 9 |
| ①基本方針                                  |   |
| ②主要な緑地の配置の方針                           |   |
| ③実現のための具体の都市計画制度の方針                    |   |

## 1. 都市計画の目標

### 1) 都市づくりの基本理念

本区域は、千葉県西南部に位置し、西は東京湾浦賀水道に面し、北東は君津市に、南は非線引きである大佐和都市計画区域に隣接し、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に含まれ首都圏のほぼ 50 km 圏内にあり東京都心とは 1 時間余で結ばれる。

江戸時代には、飯野陣屋の保科氏の支配下におかれ、幕末から第二次世界大戦終了までは、東京湾防戦の要塞が富津岬に築かれるなど、軍事上重要な役割を担いつつ、漁業、農業のまちとして栄えた。

昭和中期までは海苔養殖等の一次産業中心のまちだったが、昭和 50 年代に公有水面埋立事業が実施され電力会社等が立地し、一次産業中心のまちから二次、三次産業中心のまちへと変貌した。

また、平成初期から中期にかけては、周辺地域において東京湾アクアライン（以下「アクアライン」という。）や館山自動車道（以下「館山道」という。）、かずさアカデミアパークが整備され、交通利便性の充実とともに都市機能の集積が図られている。一方で、本区域においても人口減少、少子・高齢化が進展し、まちの魅力やイメージを高めるとともに、住民が充実した豊かな生活を営むことができるよう、持続的・効率的なまちづくりが必要となっている。

これらを踏まえて、誰もが心も体も元気に、いきいきと安心して暮らせるまち、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもたちの笑顔があふれるまち、市の産業が活気にあふれ、多くの来訪者でにぎわう元気なまちづくりを目指して『誇りと愛着を持てるまち ふつつ』を将来都市像とし、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。

- ・ 市街地の整備に際しては、道路、上下水道、公園緑地などの都市の根幹的施設の整備状況を踏まえつつ、緑とオープンスペースのある都市機能の充実したゆとりあるまちづくりを目標とする。
- ・ 地域特性に配慮しつつ本区域外への消費流出に歯止めをかける魅力ある商業環境づくりを行うとともに、本区域内に新たな就業機会を創出し、新たな都市機能をバランスよく配置することにより、都市の自立性の向上に努める。
- ・ 地震や集中豪雨等の自然災害に対しても住民が安心して住める都市を実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強い都市づくりを推進する。

- ・ 良好な自然環境を後世代に継承するとともに「海」と「緑」の保養機能を強化し、固有の自然景観、観光資源の維持と活用により、広域レクリエーション機能を育成強化する都市づくりを行う。
- ・ 少子高齢化社会に対応した安全で快適な市街地の形成を目指し、交通利便性の向上と交通結節点の機能強化を図るとともに、居住と日常生活に必要な機能が集約した都市づくりと公共公益施設のバリアフリー化を推進する。
- ・ 高速交通体系整備に伴う市場の拡大、流通の拡大等を背景に、魅力ある一次産業の振興を図るため、将来を支える新たな担い手の確保・育成に取り組むとともに、経営の安定化に向けた施設整備の支援などを行い、都市住民の自然とのふれあい志向の関わりの中で地場産業を活用した地域づくりを行う。

## 2) 地域毎の市街地像

- 臨海工業部は、充実した産業基盤、良好な環境のもとで、工業発展を先導し、地域経済の発展に寄与する工業の集積を図る。
- 富津地区は、一般県道富津公園線沿道の既存商店街や地場産業の振興と調和が図られた住宅地の形成を図る。
- 青堀駅西口に位置する大堀地区は、交通結節機能と合わせて日常生活サービス機能を担う商業地の形成を図る。
- 土地区画整理事業により基盤整備され大型店舗が立地している都市計画道路3・3・2号川岸富津公園線の沿道部の青木地区は、中心的な商業地の形成を図る。
- 青堀駅南側地区については、古墳等の歴史的文化遺産と調和を図りつつ、良好な居住環境を有する住宅地の形成を図る。
- 西川地区などの住宅地については、今後とも良好な居住環境を保全する。

## 2. 主要な都市計画の決定の方針

### 1) 都市づくりの基本方針

#### ① 人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針

本区域では、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、市街地密度の低下や中心市街地の衰退など、都市の活力の低下が課題となっていることから、青木地区、大堀地区及び富津地区を地域拠点として位置付け、低未利用地や既存ストックなどを生かしながら広域的な商業機能や日常生活に必要な都市機能を集積させ、持続可能でコンパクトな都市構造の実現を図る。

また、公共交通の利便性の向上により、高齢者にも子育て世代にも暮らしやすい環境整備を図るとともに、産業活性化策と併せて生産人口の適切な誘導を行うことで都市の活力の維持・向上を図る。

#### ② 社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針

産業の活性化や雇用・定住の促進に向け、館山道やアクアライン、首都圏中央連絡自動車道などの広域幹線道路や富津港などの都市基盤を生かし、新富地区に地域の活性化に資する産業の集積を誘導する。

#### ③ 激甚化・頻発化する自然災害への対応に関する方針

大規模な地震や近年、激甚化・頻発化する風水害などの自然災害や火災に対して住民の生命及び財産を保護またはその被害を軽減するため、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせ災害に強いまちづくりを推進していく。

- ・地震発生時の都市機能を確保するため、都市基盤施設の耐震化を図るとともに、倒壊やそれに伴う緊急輸送道路の閉塞等を防止するため、建築物の耐震化を促進する。また、延焼拡大を抑制するため、防火地域・準防火地域等における防火規定に基づき、建築物の不燃化を促進する。

- ・都市火災発生時の延焼抑制機能を高めるため、道路・公園等の公共的な空間や樹林地、農地等のオープンスペースを確保するとともに、避難路や避難場所などの機能を備えた都市基盤の整備を計画的・効果的に行うなど、災害に強い都市空間の形成を進める。

- ・沿岸部については、避難経路の確保等により津波等への対策を図る。

- ・地震による液状化現象が想定される区域においては、液状化対策に努める。

- ・都市型水害の発生を抑制するため、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図る。
- ・高潮等による河川の氾濫を防止するための河川改修事業等の治水対策に努める。

#### ④ 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針

自然的環境の保全と質の高い生活環境を実現するため、人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造の形成や公共交通の利用促進により環境負荷の削減やエネルギーの効率的な利用を図るとともに、省エネルギーの徹底及び再生可能エネルギーの最大限の導入と活用に努め、さらに二酸化炭素の吸収源となる緑地や農地の保全・活用により、脱炭素型都市づくりを目指していく。

身近な緑や景観の保全・整備等に努め、防災・減災や環境教育など多様な機能を有するグリーンインフラを構築する。

## 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 主要用途の配置の方針

#### a 商業・業務地

##### ア. 中心商業地

土地区画整理事業が行われた青木地区の大型店舗周辺を中心商業地として配置し、広域的な商業需要と住民ニーズに対応した商業機能の集積を図る。

##### イ. 一般商業地・業務地

大堀地区及び富津地区の商業地を一般商業業務地として配置し、地域住民の利便性に資する日常生活サービス機能や沿道商業機能の集積を図る。

#### b 工業地

公有水面埋立事業によって造成された新富地区に、工業生産機能に加え、研究開発機能を有する工業地を配置する。

#### c 流通業務地

港湾関連業務、運輸に付属するサービス業務及び埠頭業務の集約化を図るため、新富地区西部に流通業務地を配置する。

#### d 住宅地

既成市街地内においては、建物の用途混在の解消を図り、その環境の整備、保全に一層努めるとともに、計画的に開発整備された地区は、良好な住宅地

としての環境の維持、増進を図る。

## ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

### a 商業・業務地

大堀地区の商業業務地は、商業機能等の集積を図る地区として高密度利用を図る。

### b 住宅地

住宅地は、良好な住居環境の保全を図るため、低層低密度な独立住宅を配置することを基本とする。

## ③ 市街地の土地利用の方針

### ア. 土地の高度利用に関する方針

青木地区及び大堀地区の商業地については、土地区画整理事業により計画的な都市基盤整備がなされており、商業業務機能の一層の集積により土地の高度利用を図る。

### イ. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

本区域のうち、既成市街地である富津地区については、住宅地と水産加工施設等が混在した状況にあることから、地区の特性に応じた用途転換や地区計画制度の活用等により、地場産業を保護育成しつつ、居住環境の保全を図る。

### ロ. 居住環境の改善又は維持に関する方針

計画的に整備された住宅地や住宅が密集した既成市街地については、地区計画制度の活用等により、良好な居住環境の維持を図る。

なお、空き家等については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき所有者等に対して空き家等の適正な管理を誘導することで管理不全な状態になることを防止し、良好な居住環境の保全を図りつつ、空き家等の発生の抑制、利活用の取組の強化を推進する。

### ハ. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内に残された生産緑地、社寺林、屋敷林等は生活に安らぎをあたえる身近な自然環境として維持、保全に努める。

## ④ 市街化調整区域の土地利用の方針

### ア. 優良な農地との健全な調和に関する方針

土地改良事業等により整備された農地をはじめとする優良な農地は、今後も保全を図る。

イ. 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

洪水による災害が予測されている小糸川沿い一部の区域や、土砂災害特別警戒区域等における開発行為や住宅の新規建設の抑制に努める。

ロ. 自然的環境の形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の西部及び南部の海岸地区は、平坦な砂洲からなり、松林に富む極めて良好な海岸風景地として南房総国立公園の一部となっており、富士山も望めることから、今後も維持、保全に努めるとともに観光、レクリエーションの資源として有効利用を図る。

エ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

本区域では、集約型都市構造の実現を目指すことを踏まえ、市街化調整区域においては、市街化を抑制する区域という基本的な考え方のもと、原則として市街地の更なる拡大を抑制し、秩序ある土地利用を図る。

市本庁舎周辺においては、公共施設等が集積し、道路整備が進捗していることから当該道路を活用した土地利用の適切な誘導を検討する。

地域コミュニティを形成する中心的な集落地においては、地区計画の活用等により居住環境の維持・向上や、自然環境と調和した集落の活性化を図る。

なお、千葉広域都市計画圏全体（指定都市の千葉都市計画区域を除く）で令和17年の人口フレームの一部が保留されており、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口フレームの範囲の中で農林漁業等との必要な調整を図りつつ市街化区域に編入する。

### 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

##### α. 基本方針

##### ア. 交通体系の整備の方針

本区域は君津地域の南部に位置し、区域の中をJR内房線が南北に縦断し、国道16号が東西に横断しており、これらの交通施設は、千葉・東京方面への物流の動脈として機能していると同時に、通勤、通学等の交通手段としても重要な役割を担っている。

本区域の交通を取り巻く環境をみると、アクアラインの通行料金引き下げの効果や館山道等の整備により、交通量が増加しており、また長距離バスの

利用も増加しているため、その受け皿となる国道及び県道等の道路整備を促進していく必要がある。

このような状況から、広域交通の増加に適切に対応する交通基盤の整備を促進し、健全な都市生活や円滑な都市活動の確保に努めることとし、本区域の交通体系の整備の基本方針を次のように定める。

なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、見直しを行う。

- ・ 館山道等の高規格な道路と連携した交通体系及び地域幹線道路網の構築。
- ・ 鉄道及び長距離バス輸送力の維持及び利便性の向上。
- ・ 市街地内の円滑な交通を確保し、健全な都市活動を支えられるような都市内幹線道路の整備拡充。
- ・ 地域の特性や実情に即した公共交通ネットワークの構築
- ・ 変化する交通需要や多様化する交通パターンに対応するため多様な主体との連携による観光振興や商業活性化と一体となった持続可能な交通施設の整備。

#### イ. 整備水準の目標

交通体系の基本方針に基づき、各交通機関の役割、機能分担を明確にし、その有機的結合を図るため、公共輸送機関の整備充実と交通体系の整備に努める。

特に、都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約0.6 k m/ k m<sup>2</sup>（令和2年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

### Ⅱ 主要な施設の配置の方針

#### ア. 道 路

本区域及び周辺地域を含む広域都市圏からの交通条件の向上を目指し、館山道等の高規格な道路と連携した交通体系及び地域幹線道路網の構築を図り、それぞれの道路が適切に機能分担する方法で整備を進めることを基本とする。

特に、本区域及び周辺地域の骨格的な道路として、都市計画道路3・3・9号神明山1号線及び3・4・5号北笹塚大貫線の整備を推進し、市庁舎

及び各地域拠点の連携が図れるような交通体系を確立する。

### c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設等は、次のとおりとする。

| 主要な施設 | 名称等                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------|
| 道 路   | ・ 地区間連絡機能強化：<br>都市計画道路3・3・9号 神明山1号線<br>都市計画道路3・4・5号 北笹塚大貫線 |

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア. 下水道及び河川の整備方針

##### 【下水道】

公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上を図り、水資源の確保、自然環境の保全等広域的な公共用水域の水質保全の観点から本区域では、東京湾流域別下水道整備総合計画と調整を図りつつ、都市化の進展に対応し、君津富津広域下水道組合による公共下水道等の効率的な施設整備に努める。また、都市化の動向や生活環境の改善等による雨水の流出傾向の変化及び近年増加しつつある短時間で集中的な豪雨に対応し、市街地の浸水の防止等を図るため、公共下水道の雨水幹線の整備に努める。

##### 【河 川】

本区域の河川は、二級河川小糸川に流出する準用河川百目木川があり、概成している。市街地の開発にあたっては、雨水貯留浸透施設の整備等、水循環に配慮した総合的な治水対策を講じつつ、地域特性に即した水辺環境整備を含めた河川の整備を進める事を基本方針とする。

#### イ. 整備水準の目標

##### 【下水道】

目標年次の令和17年には、処理場に近い既成市街地とこれに連なる計画的な大規模開発区域を中心に処理が可能となるような水準を目標とする。

なお、汚水処理施設については、「千葉県全県域污水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。

##### 【河 川】

本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められている計画規模に基づくものとする。

## b 主要な施設の配置の方針

### ア. 下水道

下水道については、君津富津広域下水道組合によって分流方式により、富津処理区の青木地区、新富地区、青堀地区、大堀地区の整備が概ね完了し、今後は市街地の状況変化を考慮しつつ、富津地区等の整備を進める。

汚水については、君津富津終末処理場で処理を行い、東京湾に放流する。

雨水については、計画的な開発整備が進められている地区を中心に公共下水道による雨水排水施設の整備を進めることを基本とし、既存の市街地については、既設水路の改修等により整備する。

### イ. 河 川

本区域の河川は概成しており、整備水準の目標は達成されている。

新市街地の整備にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の配置などの流出抑制策を講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。

## c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

| 都市施設 | 名称等                                                    |
|------|--------------------------------------------------------|
| 下水道  | ・ 公共下水道<br>君津富津終末処理場の整備<br>大堀地区の一部<br>富津地区等<br>以上の汚水管渠 |

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

## 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### ① 基本方針

本区域は、都心から50 k m圏内にあり、東京湾に面した千葉県西南部に位置している。

また、本区域の地勢は、大部分が平坦地で、東部を小糸川が流れ、北部、西部は東京湾に面し、広域な富津公園を有する富津岬が長い海岸線を保持し、東南部はなだらかな丘陵地となっている。

市街地は本区域の東西を走る国道16号により結ばれており、周辺には長い海岸線と広く優良な農地と多くの樹林地が存在している。特に、樹林地に見られる常

緑広葉樹やクロマツは、本区域の植生を特徴づけ、市街地内に多く見られる古墳等の歴史的文化遺産とともに、本区域の風土特性を表している。

このように本区域は、自然環境に恵まれ気候も温暖である。

こうした中、本区域においては、公有水面埋立事業や土地区画整理事業等によりこれまで計画的に市街化が図られてきたが、今後は館山道等の広域道路ネットワークの充実に対応し、都市と自然環境との調和がますます求められている。

したがって、緑の将来都市像「緑輝く海と歴史とこころのまち 富津」の実現と良好な自然的環境の永続的な担保が可能となるよう、開発・整備と保全に留意し、富津市の魅力となる緑地の保全、緑が映えるまちなみ形成、市民参加のまちづくりの推進により総合的な公園緑地体系の確立を図ることを基本方針とする。

・緑地の確保目標水準

| 緑地確保目標水準<br>(令和27年) | 将来市街地に対する割合     | 都市計画区域に対する割合     |
|---------------------|-----------------|------------------|
|                     | 約9%<br>(約103ha) | 約33%<br>(約860ha) |

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

| 年 次       | 令和2年              | 令和17年             | 令和27年             |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 都市計画区域内人口 | 87.7              | 118.7             | 146.0             |
| 一人当たり目標水準 | m <sup>2</sup> /人 | m <sup>2</sup> /人 | m <sup>2</sup> /人 |

## ② 主要な緑地の配置の方針

### a 環境保全系統

- ア. 富津緩衝緑地や富津岬から大貫漁港にかけての海岸沿いに見られる緑地、飯野地区等の一団の農地は、緑地体系の骨格をなす緑として位置づける。
- イ. 南房総国定公園や本区域東南部の丘陵樹林地は、すぐれた自然環境を有する緑地として位置づけ、保全を図る。
- ウ. 飯野陣屋跡の緑地や市街地内及びその周辺に点在する古墳は、富津の歴史風土を表すとともに市街地の自然性を維持する緑地として保全する。
- エ. 生活環境の向上・維持に資する緑地として、市街地内の住区基幹公園、街路樹、富津緩衝緑地等の市街地に隣接する大規模な緑地を位置づける。

## **b レクリエーション系統**

- ア. 全ての年齢層の日常的なレクリエーションの場となる緑地として、街区公園や近隣公園、住区基幹公園規模を有する公共施設緑地や小中学校のグラウンド等を位置づけ、整備を図る。
- イ. スポーツ施設等が整備されている県立富津公園や富津緩衝緑地は、住民のレクリエーションの場として位置づける。
- ウ. 美しい景観を有し多様な動植物の宝庫となっている南房総国定公園は、自然とふれあう場となる緑地として位置づける。
- エ. 内裏塚古墳群や飯野陣屋跡等の樹林地を富津の歴史を学ぶ場として位置づける。

## **c 防災系統**

- ア. 臨海工業地帯と富津・青堀の市街地を分断する富津緩衝緑地は、工業地で発生する騒音等による居住環境の悪化や災害時における被害の拡大を防止する緩衝緑地として今後とも維持管理していく。
- イ. 南房総国定公園の中にあるクロマツの保安林は、海に面する地区における風害や潮害、飛砂等の自然災害に対し緩衝的な機能を有する樹林地として位置づける。
- ウ. 火災の延焼防止機能を有する緑地として、市街地内のオープンスペースである街区公園等の住区基幹公園、学校のグラウンド等の公共施設緑地を位置づける。
- エ. 市街地における一時的な避難地として住区基幹公園、学校のグラウンド等の公共施設緑地を位置づける。また、市街化調整区域における一時的な避難地として、学校のグラウンドや農地等のオープンスペースを位置づける。
- オ. 県立富津公園や緩衝緑地を市街地で災害が発生した場合、広範囲の住民を対象とした避難場所として位置づける。また、臨海部の工業地で働く人々の避難場所となる緑地として、富津みなと公園及び新富運動広場を位置づける。

- カ. 避難場所となる施設には、耐火性の強い樹木を植栽することにより、火災等に対する安全性の確保を図る。

#### **d 景観構成系統**

- ア. 南房総国定公園は優れた自然景観地であり、県立富津公園の富津岬は好眺望点であることから、今後とも保全する。
- イ. 内裏塚古墳や三条塚古墳の樹木地は、質量感を感じさせる緑地となっている。また、樹林地と一体となった飯野陣屋跡地は歴史を感じさせる景観となっている。そのため、これらは市街地部の景観形成緑地として保全する。
- ウ. 住区基幹公園の緑や市街地を流れる河川は、住民にうるおいと安らぎを感じさせる景観であることから、社寺林とともに景観形成要素として位置づける。また、住宅や公共施設、民間施設の緑化促進を図り、緑が映える市街地形成を図る。

### **③ 実現のための具体の都市計画制度の方針**

#### **a 公園緑地等の施設緑地**

- ア. 街区公園は、誘致距離等を勘案し配置していく。その際、鉄道や広幅員の道路など地区分断要素等を考慮し配置する。
- イ. 近隣公園は、面整備による新市街地の整備とあわせて配置するとともに、既成市街地においても周辺緑地の状況を考慮して配置する。
- ウ. 広域公園は、既設の県立富津公園がまちを囲む緑の輪を形成する重要な緑地となっている。このため、この県立富津公園を今後とも維持していく。
- エ. 緑地緑道は、青堀地区の市街地において、市街地住民の避難路の確保及び居住環境の形成、緑のネットワークの形成等に資する緑地及び緑道として整備を図る。
- オ. 緩衝緑地は、公有水面埋立事業により形成された工業地と既成市街地を遮断する既存の富津緩衝緑地を今後とも維持していく。

#### **b 地域制緑地**

- ア. 良好な自然的環境の保全を図るため、南房総国定公園、保安林、内裏塚等

の古墳、緩衝緑地に接する公有水面、本郷・前久保の丘陵地等について、維持保全に努める。